

庁舎第 1 分館ネットワーク整備等業務に係る公募型指名競争入札実施要領

1. 公募型指名競争入札に付する事項

(1) 業務名

庁舎第 1 分館ネットワーク整備等業務

(2) 業務概要

令和 7 年 3 月竣工予定庁舎第 1 分館におけるネットワーク整備業務及び運用保守

(3) 履行場所

庁舎第 1 分館(和泉市府中町四丁目 11 番 23 号)

本庁舎(和泉市府中町二丁目 7 番 5 号)

(4) 契約期間

契約締結日～令和12年4月30日

(5) 入札予定価格

入札予定価格は構築に要する価格に加えて保守に要する価格 1 ヶ月分の金額を合算した合計金額とする。なお、以下内訳の各上限価格を超過した場合は失格とする。

上限価格:32,560,000 円(税抜)

※5 年間(60 ヶ月)利用を想定し、構築・保守の 1 ヶ月あたりの費用に換算して入札するもの。

そのため、入札予定価格は構築に要する価格は 60 で除した金額とし、保守に要する価格は 1 ヶ月分の金額とし、それらを合算した金額とする。なお、以下内訳の各上限価格を超過した場合は失格とする。

内訳)

上限価格(構築費用):32,400,000 円(税抜き) ÷ 60 = 540,000 円

上限価格(保守費用): 160,000 円(税抜き)

※契約時の庁舎第 1 分館ネットワーク整備等業務委託契約については、入札書の内訳に記載し

た構築業務を 60 で除する前の金額の合計に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額で契約する。保守契約については、令和 7 年 5 月 1 日から令和 12 年 4 月 30 日の間、長期継続契約を締結予定。(入札書の内訳に記載した保守費の月額金額分に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額で毎月払いの契約。)

(6)仕様書等関係図書配布

配布方法:和泉市公式ホームページから仕様書等関係図書をダウンロード

<和泉市公式ホームページ>

URL:<http://cms2nd.nec.asp.lgwan.jp/smartcms/page/edit>

配布期間:入札公表から令和6年 10 月1日(火)

<配布資料>

実施要領(本資料・資料1)、庁舎第 1 分館ネットワーク整備等業務に係る仕様書等(資料2-1~資料 2-3)、入札参加資格確認申請書兼誓約書(資料3)、「庁舎第 1 分館ネットワーク整備等業務」に係る質疑用紙(資料4)、辞退届(資料5)、入札書(資料6)、入札立会人委任状(資料7)、指定封筒作成案内(資料8)、郵便入札注意事項及びチェックシート(資料9)、郵便入札について(資料10)、和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱(資料11)業務委託契約書案(資料12)

2. 入札参加資格に関する事項

入札参加表明時において(1)~(11)の全てに該当する法人であること。

(1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2)和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱(平成 17 年制定)に基づく指名停止などを、本業務の申請日時時点で受けていないこと。

(3)法令違反により大阪府から参加停止措置を本業務の申請時点で受けていないこと。

(4)事業者、事業者の役員又は従業員(以下「事業者関係者」という。)が公表日から過去 10

年間にかけて暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)でなく、事業者関係者が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際したり、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。

(5)公告日から起算して過去5年間で本市、国(公社、公団を含む)又は他の地方公共団体と同種類・同規模の業務委託契約を2回以上にわたって締結してこれらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

(6)和泉市の令和6・7年度入札参加資格(業者登録)があること。

(7)庁舎第1分館ネットワーク整備等業務に伴うネットワーク整備作業に係る公募型指名競争入札に関連する関係書類(庁舎第1分館ネットワーク整備等業務に伴うネットワーク整備作業仕様書等)の内容について、全て熟読し内容を十分理解し、これらを遵守出来ること。

(8)契約後に、一方的な仕様変更の申出、ならびに一方的な解釈での納入等は一切行わないこと。

(10)法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者でないこと。

(11)市税の滞納していないもの。(和泉市内に本店、支店又は営業所等が存在する場合)

3. 入札スケジュール

本業務に係る入札のスケジュールは以下のとおりとする。

| 項番 | 項目 | 日程等 |
|----|------------|--------------------|
| 1 | 入札公表日 | 令和6年9月9日(月) |
| 2 | 参加申込書の提出締切 | 令和6年10月1日(火)17:00 |
| 3 | 参加資格決定通知 | 令和6年10月2日(水) |
| 4 | 質疑受付終了 | 令和6年10月10日(木)12:00 |
| 5 | 質疑回答期日 | 令和6年10月16日(水)17:00 |
| 6 | 配達指定日 | 令和6年10月25日(金) |
| 7 | 開札日 | 令和6年10月28日(月)11:00 |
| 8 | 委託業務開始日 | 令和6年11月5日(火) |
| 9 | 委託業務完了日 | 令和7年5月31日(土) |

4. 入札参加申請の提出期間及び場所

入札の参加を希望する者は次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 提出期間:令和6年9月9日(月)～令和6年10月1日(火)17時まで

(2) 提出先:〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市役所庁舎本館5階総務管財室窓口

(土日を除く平日8時45分～17時15分)

(3) 提出書類:

・入札参加資格確認申請書兼誓約書(資料3)

・担当者名刺

提出方法:直接持参または郵送(一般書留または簡易書留)とする。

※郵送の場合は提出期間内必着(着払不可)とする。

5. 通知日及び方法

入札参加資格確認申請書兼誓約書(資料3)に係る結果通知書を次に掲げる方法で通知する。

なお、指名しなかった申請者に対しては、その旨等を通知する。

(1) 通知日:令和6年10月2日(水)

(2) 通知方法:入札参加資格確認申請書兼誓約書に記載されたメールアドレス宛へ電子メールにて通知する。

※メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。

6. 質疑書の提出期間及び方法

質疑がある場合、下記の方法で提出すること。また質疑がない場合もその旨記載し提出すること。

(1) 提出期限:令和6年10月10日(木)正午まで

(2) 提出書類:「庁舎第1分館ネットワーク整備等業務」に係る質疑書(資料7)

(3) 提出方法:電子メール(soumuka@city.osaka-izumi.lg.jp)で提出する。

※質疑書提出後、市より受信確認メールを返信するため確認すること。

7. 質疑書回答の日時及び方法

質疑書回答を次に掲げる方法で通知する。

(1) 通知日時:令和 6 年10月16日(水)17時まで

(2)通知方法:入札参加資格確認申請書兼誓約書に記載されたメールアドレス宛へ電子メールで通知する。

※メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。

8. 入札保証金に関する事項

和泉市財務規則第90条第2号に基づき免除

9. 入札方法

(1)本入札は郵便入札にて執り行う。

(2)「和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱」、「郵便入札について」を熟読の上、配達指定日に到達するよう入札書を郵送すること。

(3)入札参加者の中から入札立会人を2名、市が選任するため、選任された場合は立合わせること。

(4)入札書記入

入札金額は、当該業務委託の履行に要する人件費のほか、一切の諸経費等を含めた総額を見積もったうえ、記載すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とする。

(5)落札者の決定

入札比較価格の制限の範囲内で最低価格の入札者を落札者とする。入札比較価格の制

限の範囲内の価格の入札がないときは、不調とする。

入札比較価格の制限の範囲内で、落札者となるべき同価格の入札者が2名以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

(6)入札(開札)回数は1回とする。

10. 書類の提出方法

(1)提出書類

入札書(資料6)(和泉市公式市ホームページからダウンロード)

(2)提出方法

入札書等郵送用指定封筒(公募型指名競争入札参加資格通知書送付時に作成案内配布)に

(1)の書類を同封の上、次の①及び②の両方を満たす方法で郵送すること。なお、郵送費用については入札参加者の負担とする。

① 次のいずれかの方法で郵送すること

ア、一般書留

イ、簡易書留

② 次のいずれかの方法で配達日等の指定をすること

ア、配達日指定郵便

イ、配達時間帯指定郵便

(配達時間帯の区分が「午前 8 時から午前 12 時まで」であること)

(3)提出先

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目 7 番 5 号

和泉市役所 総務部 総務管財室

11. 配達指定日

令和6年10月25日(金)

「10. 書類の提出方法」の要件を満たさない入札、配達指定日以外に到着した入札は、無効とする。

12. 入札(開札)の日時及び場所

(1) 日時

令和6年10月28日(月)午前11時00分

(2) 場所

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市役所 庁舎別館 3階 3-4 会議室

13. 契約書作成の要否

要 業務委託契約書案(資料 12) 仕様書(資料2)参照

14. その他入札について必要な事項

(1) 契約保証金

要(和泉市財務規則第104条第3号または第4号に該当する場合は免除とする)

(2) 契約の締結

落札者は、落札決定日から7日以内に入札書に記載された金額で契約を締結しなければならない。正当な理由なく契約締結をしない場合は、契約締結の意思なきものとみなし、落札者としての権利を失うものし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、財務規則第95条の2第2項の規定により、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収するものとする。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 支払方法

業務委託完了報告書等の提出を受け、発注者による検査に合格後、受注者の適正な請求に基づき、支払う。

(5) 適用法令

地方自治法、地方自治法施行令、和泉市財務規則

(6) 入札の無効に関する事項

和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱第 8 条に記載

<問合先>

〒594-0041 大阪府和泉市府中町二丁目 7 番 5 号

和泉市役所 総務部 総務管財室

TEL:0725(99)8105

FAX:0725(45)9352

受付期間:土日祝日を除く平日8時45分～17時15分

メール:soumuka@city.osaka-izumi.lg.jp

<参考>

和泉市財務規則

(入札保証金の納付の免除)

第 90 条 市長は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札に参加しようとする者が過去 2 年間に市、国(公社、公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結してこれらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 入札に参加しようとする者が前号に規定する者に準ずる者であり、かつ、当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(契約保証金の納付の免除)

第 104 条 市長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が過去 2 年間に市、国(公社、公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結してこれらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 契約の相手方が前号に規定する者に準ずる者であり、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 法令に基づき延納が認められる場合において、契約の相手方が確実な担保を提供したとき。
- (6) 公有財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において契約の相手方が売払代金を即納するとき。
- (7) 随意契約を締結する場合において契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (8) 本市が土地又は建物を買い入れ、又は借り入れる契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。